

議会運営委員会会議録

- 1 日 時 平成28年9月2日(金)
午前9時56分～午前11時8分
- 2 場 所 議会運営委員会室
- 3 出席委員 7名
委員長 小野 泰弘 副委員長 荒川 洋平
委員 菅原 和子 委員 山田龍太郎
委員 長南 良彦 委員 小野寺美穂
委員 村上 久仁
- 4 委員外議員 3名
議長 郷内 良治 副議長 菊地 忍
議員 大友 康信
- 5 欠席委員 なし
- 6 事務局職員 事務局 局長 今野 博幸
次長兼議事調査係長 加藤 勤
主幹兼庶務係長 針生 明美
- 7 協議事項
 - (1) 議会の運営に関する事項について
 - ①平成28年第5回名取市議会定例会に係る会期及び日程(案)について
 - (2) 条例議案の事前説明会について
 - (3) 決算関連議案に対する総括質疑の通告期限について
 - (4) 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項について
 - ①名取市議会委員会傍聴規程の一部改正について
 - ②名取市議事堂使用要綱の一部改正について
 - (5) 議会の運営に関する事項について
 - ①議案の取り扱いについて
 - ②決算関連議案の審査について
 - ③議員提出議案(意見書)の取り扱いについて
 - (6) 議長の諮問に関する事項について
 - ①陳情の取り扱いについて
 - ②議員の派遣について

午前9時56分 開会

○委員長（小野泰弘） 出席委員は定足数に達しておりますので、委員会条例第14条の規定により委員会は成立いたしました。

ただいまから議会運営委員会を開催いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の委員会は、お手元に配付の委員会次第書のとおりであります。

この際、諸般の報告をいたします。

本日の協議に必要な資料の一切をお手元に配付しておりますので、御了承願います。

これをもって諸般の報告を終わります。

それでは、議事に入ります。

平成28年第5回名取市議会定例会に係る会期及び日程（案）についてを議題といたします。

書記より説明をいたさせます。加藤次長。

○書記（加藤 勤） 説明に入る前に皆様にお渡ししております次第書、資料と一般質問通告書になりますが、資料の59ページ名取市議事堂使用要綱の一部を改正する要綱については、資料から削除をお願い申し上げます。

それでは、資料に基づき平成28年第5回定例会に係る会期及び日程案について御説明いたします。まず、市長より提出のありました議案の内容について、次第書の1ページ及び資料の1ページをごらん願います。今期定例会に市長より提出されました議案は、報告事項を合わせて合計31カ件となっております。その内訳につきましては、報告事項が3カ件、内容は平成28年度名取市健全化判断比率について外2件となっております。

次に、決算認定の議案が3カ件となっております。

次に、条例議案が6カ件となっております。資料1ページから2ページにかけて、議案第83号から議案第88号まで条例の一部改正が6件となっております。

次に、補正予算案は8カ件となっております。

次に、資料2ページと3ページですが、人事案件が2カ件となっております。内訳は教育長の任命が1カ件、教育委員会委員の任命が1カ件となって

おります。

次に、資料3ページと4ページ、その他の議案として9カ件です。

議案第89号は増田中学校校舎増築（建築）工事に係る工事請負契約の締結について、議案第90号及び議案第91号は被災者等市民墓地公園整備事業用地の土地取得についてです。

次に、議案第102号から第107号までは平成28年10月10日に富谷町が富谷市になることに伴うもので、各規約の変更が生じたことにより地方自治法の規定により議会の議決を求めるものです。

以上が今回提出されました市長提出議案31カ件です。

次に、資料4ページ、議員提出議案の条例改正は1カ件です。内容は、資料8ページの議会案第5号 名取市議会傍聴規則の一部改正です。先の議会運営委員会でも御説明いたしましたが、市民に開かれた議会を目指して、議会傍聴の促進を図るため地方自治法の規定により提案するものです。提案理由、新旧対照表は資料の8ページから12ページです。

内容については、傍聴規則において制定された当時と時代が変化していることに伴い、開かれた議会傍聴を行うために所要の改正を行うものです。このことから、議会案第5号の提出者を、議会運営委員会委員長、賛成者を同副委員長及び委員各位として提出したいと考えます。

次に、資料4ページ、意見書案は5カ件です。

次に、次第書1ページの②一般質問についてです。8月31日正午で通告を締め切りまして、今期定例会には16名の議員から事前通告がありました。質問事項は33事項、質問の要旨は99項目となっております。

それでは、別にお配りしております一般質問通告書に基づきまして、発言の順番について確認いたします。通告書1ページから、ごらんください。発言順位は、1番菊地 忍議員、2番長南良彦議員、3番齋 浩美議員、4番佐々木哲男議員、5番菅原和子議員、6番大泉徳子議員、7番山口 實議員、8番吉田 良議員、9番荒川洋平議員、10番小野泰弘議員、11番及川秀一議員、12番丹野政喜議員、13番大友康信議員、14番大沼宗彦議員、15番大久保主計議員、16番小野寺美穂議員、以上16名です。

以上、議案の内容及び一般質問の通告者数を勘案いたしまして、今期定例

会の会期については、9月6日火曜日から9月30日金曜日までの25日間とする案としております。

次に会期日程案についてです。資料の6ページ及び7ページをごらんください。

まず、9月6日火曜日が開会日となります。開会の後、会期の決定を行い、報告第7号から報告第9号まで及び議案第80号から議案第107号までを一括上程し、市長より提案理由の説明を受けます。

次に、議案第80号から議案第82号までの決算関連議案3カ件に対する審査意見の報告を代表監査委員よりお受けします。次に、報告第7号から報告第9号までについて補足説明の後、質疑を行います。次に、議案第84号の議会政務活動費の条例一部改正について採決を行います。次に、議案第85号から議案第88号までの一部改正条例案4カ件に対する質疑の後、委員会付託を行います。次に、議案第89号から議案第91号までの工事請負契約の締結、土地取得について補足説明の後、質疑、討論、採決を行います。次に、議案第100号から議案第101号までの人事案件について質疑、投票による採決を行います。次に、議案第102号から議案第107号までの規約の変更についての質疑、討論、採決を行います。次に、議会案第5号 市議会傍聴規則の一部改正については、質疑、委員会付託、討論を省略し採決を行います。次に、議会案第6号から議会案第10号までの意見書に対する質疑、委員会付託を行います。以上をもちまして散会となり、散会の後、常任委員会を開催する日程となっております。

9月7日水曜日と8日木曜日は、議案調査のため休会です。

9月9日金曜日は、常任委員会における所管事務調査及び決算関連事業箇所現地調査等のため休会としております。

9月12日月曜日から9月15日までの4日間は、一般質問を行います。内訳ですが、9月12日は1番から4番、9月13日は5番から8番、9月14日は9番から12番、9月15日は13番から16番としております。

9月16日金曜日につきましては、午前に議会運営委員会を開催し、追加議案等の審査を行います。午後から総務消防常任委員会における議案審査の予定です。

9月20日火曜日につきましては、午前には建設経済常任委員会を、午後には民生教育常任委員会を開催し、議案審査を行う予定です。

9月21日水曜日は、まず、議案第83号 使用料及び手数料の改定等のまとめ条例に対する質疑、討論、採決を行います。次に、議案第85号から議案第88号までに対する討論、採決を行います。次に、議案第92号から議案第99号までの補正予算に対する質疑、討論、採決を行います。

9月23日金曜日は、議案第80号から議案第82号までの決算関連議案に対する総括質疑を行い、その後委員会付託を行います。付託先は財務常任委員会になりますが、本会議終了の後、財務常任委員会を開催し、一般会計歳入の補足説明を行う予定です。

9月26日月曜日は財務常任委員会を開催し、一般会計歳入の審査を行います。9月27日火曜日、28日水曜日、29日木曜日の3日間につきましては、財務常任委員会の分科会での決算審査を行います。

最終日9月30日金曜日は、まず、午前10時から財務常任委員会を開催し、各分科会からの委員長報告の後、質疑、討論、採決を行います。次に、午後1時から本会議を開催し、議案第80号から議案第82号までの決算関連議案3カ件に対する討論の後、採決を行い、閉会となります。

○委員長（小野泰弘） ただいま平成28年第5回名取市議会定例会に係る会期及び日程（案）について説明をいたしましたが、御意見等がございましたらお願いいたします。小野寺委員。

○委員（小野寺美穂） 9月27日、28日、29日の財務常任委員会の取り扱いについては、後で説明があるのでしょうか。

○委員長（小野泰弘） 針生係長。

○書記（針生明美） 財務常任委員会のところで説明します。

○委員長（小野泰弘） 小野寺委員。

○委員（小野寺美穂） 会期日程案の9月6日の審議日で、議案第83号の使用料・手数料条例のまとめ条例が入っていないのではないか。資料27ページ議案の取り扱いでは議案第83号が9月6日と9月21日と記載されているが、まとめ条例のため委員会に付託しないのですか。

○委員長（小野泰弘） 今野事務局長。

○事務局長（今野博幸） ミスプリントです。資料27ページの議案第83号の審議日の9月6日火曜日は削除をお願いします。

○委員長（小野泰弘） 小野寺委員。

○委員（小野寺美穂） 9月21日の1日で行うのでしょうか。

○委員長（小野泰弘） 今野事務局長。

○事務局長（今野博幸） 1日で行います。

○委員長（小野泰弘） 小野寺委員。

○委員（小野寺美穂） 他課にわたるまとめ条例は、委員会でもまたがるので今までもまとめ条例は付託しないということでしたか。改正条例になりませんが。

○委員長（小野泰弘） 今野事務局長。

○事務局長（今野博幸） まとめ条例の取り扱いですが、平成21年4月24日の議会運営委員会で、複数の委員会にまたがる条例については改正条例であっても本会議で取り扱うことと申し合わせをしております。今回は7年前の議会運営委員会の決定に基づいて取り扱います。

○委員長（小野泰弘） 今野事務局長、訂正箇所について読み上げてください。

○事務局長（今野博幸） 資料の27ページ議案第83号まとめ条例となっておりますが審議日の箇所で、2段書きになっております9月6日火曜日と9月21日水曜日と記載されておりますが、9月6日火曜日についてはミスプリントですので削除をお願いいたします。9月21日の1日で審議をお願いするものです。

○委員長（小野泰弘） ほかにありませんか。（「なし」の声あり）

それでは、お諮りいたします。9月定例会の会期日程（案）につきましては、9月6日から9月30日までの25日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小野泰弘） 御異議なしと認めます。よって、平成28年第5回名取市議会定例会の会期日程（案）については、9月6日から9月30日までの25日間とすることに決定いたしました。

次に、確認事項について書記より説明いたさせます。加藤次長。

○書記（加藤 勤） 条例議案の事前説明会についてです。次第書の2ページをごらんください。条例議案の事前説明会につきましては、開会日の前日、9月5日月曜日、午前10時より議員協議会室で行います。説明議案は、今回提出のありました議案第83号から議案第88号までの条例議案6カ件で、説明員は担当部課長です。

次に、決算関連議案に対する総括質疑の通告期限についてです。参考として申し合わせ事項を記載しておりますが、受付期限は現地調査の日の午前9時までとなっております。先ほど会期日程案が決定いたしました。9月9日金曜日が現地調査の日となっておりますので、9日の午前9時が通告の期限となります。

○委員長（小野泰弘） 条例議案の事前説明会及び決算関連議案に対する総括質疑の通告期限につきましては、ただいま、書記をして説明いたさせましたとおりでありますので、よろしく願いいたします。

次に、名取市議会委員会傍聴規程の一部改正について及び名取市議事堂使用要綱の一部改正についてを一括議題といたします。

まず、このことについて書記をして説明いたさせます。加藤次長

○書記（加藤 勤） 次第書の3ページ、資料は55ページから61ページをごらんください。1点目は名取市議会委員会傍聴規程の一部改正についてです。名取市議会傍聴規則の一部改正にあわせて、同様に議会委員会傍聴規程を見直し、所要の改正を行うものです。2点目は名取市議事堂使用要綱の一部改正です。資料の60ページ及び61ページは新旧対照表です。現状にあわせるために所要の改正を行うものです。

この2点については、議会運営委員会で決定することとなります。

このことについては、平成25年2月の議会運営委員会において、条例と会議規則は本会議に上程すること、そのほかは議会運営委員会で決定することとされていることから本日の議会運営委員会で御検討いただくものです。

○委員長（小野泰弘） ただいま、書記より説明いたさせましたが、御意見等がございましたら、お願いをいたします。（「なし」の声あり）

それでは、お諮りいたします。名取市議会委員会傍聴規程の一部改正及び

名取市議事堂使用要綱の一部改正につきましては、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小野泰弘） 御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

次に、議案の取り扱いについてを議題といたします。

初めに、書記より説明いたさせます。加藤次長。

○書記（加藤 勤） 資料27ページから29ページまでをごらんください。

まず、報告事項3カ件につきましては、9月6日開会日に一括議題とし、一括して質疑を行います。

次に、議案第80号から議案82号までの決算関連議案3カ件につきましては、9月23日に一括議題として上程いたします。そして、総括質疑を行った後、財務常任委員会へ付託を行います。9月30日最終日に再度上程し、討論の後、起立採決を行います。

次に、条例議案ですが、議案第83号については、9月21日に上程し、9月21日質疑、討論、採決を行います。議案第84号については9月6日に上程し、質疑の後、委員会付託及び討論を省略して採決を行います。議案第85号から議案第88号までの一部改正条例4カ件につきましては、9月6日に上程し、質疑の後、委員会付託を行います。議案第85号は民生教育常任委員会へ、議案第86号は総務消防常任委員会へ、議案第87号及び議案第88号は建設経済常任委員会へ付託します。その後、9月21日に再度上程し、それぞれの議案ごとに討論の後、起立採決を行います。

次に、その他の議案として、議案第89号の工事請負契約の締結については、9月6日上程し、質疑の後、委員会付託を省略し、討論、起立採決を行います。議案第90号及び議案第91号の土地の取得については、一括議題とし、質疑の後、委員会付託を省略して討論、起立採決を行います。

次に、資料27ページから28ページまで、議案第92号から議案第99号までの補正予算案8カ件につきましては、9月21日に上程し、それぞれの議案ごとに質疑の後、委員会付託を省略し、討論、起立採決を行います。

次に、議案第100号及び議案第101号の人事案件2カ件につきましては、9

月6日に上程し、それぞれの議案ごとに質疑の後、委員会付託及び討論を省略し、無記名投票により採決を行います。議案第102号から議案第107号までについては、一括議題とし質疑及び委員会付託を省略し討論、起立採決を行います。

次に、議案第5号 名取市議会傍聴規則の一部改正をする規則につきましては、9月6日に一括議題として（「一括議題ではない」旨の訂正あり）上程し、質疑、委員会付託及び討論を省略し、起立採決（「簡易採決」に訂正あり）を行います。

次に、議案第6号から議案第10号までの意見書については、9月6日に質疑、委員会付託を行い、9月30日に討論、採決を行います。5カ件の意見書については、全て民生教育常任委員会へ付託となります。

次に、次第書3ページ、付議事件の2の② 議案審査に係る常任委員会の開催日程についてです。総務消防常任委員会を9月16日金曜日の午後、建設経済常任委員会を9月20日火曜日の午前、民生教育常任委員会を9月20日火曜日の午後にそれぞれ開催したいと考えております。また、9月16日金曜日の午前に議会運営委員会を開催し、追加議案等の取り扱い等について協議を行いたいと考えております。

次に、資料30ページをごらん願います。財務常任委員会の日程についてです。大まかな流れにつきましては先ほど会期日程案で御説明したとおりですが、まず9月23日金曜日、本会議における総括質疑の後、議員協議会室で財務常任委員会を開催いたしまして、（1） 付託議案の審査方法についてを議題といたします。内容といたしましては、分科会の設置、分科会委員の選任、分科会正副委員長の互選、分科会への付託事項についてです。次に、（2） 付託議案の審査日程について協議を行い、その後、（3）として一般会計歳入の補足説明を受ける流れです。

次に、9月26日月曜日に一般会計歳入の審査を行い、9月27日火曜日に第1分科会、28日水曜日に第2分科会、29日木曜日に第3分科会を開催して一般会計歳出等の審査を行います。審査事項につきましては、決算審査表により審査を行いますが、その内容につきましては後ほど御説明いたします。9月30日金曜日は、決算関連議案3カ件に対する分科会委員長報告の後、質

疑、討論、採決を行う予定です。

常任委員会の開会時刻につきましては、それぞれの委員会で決定されます。なお、財務常任委員会の開会時刻につきましては、原則午前10時開会としたいと考えております。

○事務局長（今野博幸） ただいまの説明について、一部訂正と補足説明をさせていただきます。

まず、資料の28ページの下から4行目の議会案第5号議会傍聴規則の一部改正について、一括議題と申し上げましたが議案が一つなので一括議題ではありません。採決方法についても起立採決と申し上げましたが簡易採決に御訂正方よろしく申し上げます。

先ほど来、議会運営委員会の今後の開催の中で追加議案と御説明してきました。執行部からは、現在、工事請負契約の締結と財産の取得について仮契約に向けた手続を進めていると伺っております。工事請負契約については、閑上小塚原線の改良工事と閑上2期の戸建ての財産の取得と高柳の戸建ての外構工事の追加の3本について仮契約締結に向けた手続が進められており、準備が済み次第議会の審議をお願いしたいと伺っておりますので、追加議案があるということで御承知おきを願います。

○委員長（小野泰弘） ただいま、議案の取り扱いについて、書記より説明いたさせまして事務局長より補足説明がございましたが、御意見等がございましたら、お願いいたします。（「なし」の声あり）

それでは、お諮りいたします。議案の取り扱いにつきましては、原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小野泰弘） 御異議なしと認めます。

よって、議案の取り扱いにつきましては、そのように決定いたしました。

次に、決算関連議案の審査について書記より説明をいたさせます。針生係長。

○書記（針生明美） まず、資料31ページをごらん願います。1 決算審査方法です。決算関連議案につきましては、議会選出監査委員を除く全議員で構成する財務常任委員会に付託をして審査を進めます。（2）の質疑につい

ては、一問一答の方法により進めたいと考えております。質疑の回数は2回までといたします。決算審査においては、従来どおり要望や提言等の発言は控えることにいたします。

次に、2 決算審査区分です。一般会計歳入については、財務常任委員会全体で審査を行います。一般会計歳出及び特別会計、水道事業会計、下水道事業等会計につきましては、各常任委員会の委員で構成する分科会を設置いたしまして審査を行います。所管事項の審査については、平成28年3月末時点での所管事項といたします。

次に、3 決算審査分科会です。第1分科会は総務消防常任委員会委員を、第2分科会は建設経済常任委員会委員を、第3分科会は民生教育常任委員会委員を充てることとしております。(2)の分科会の正副委員長の選出ですが、財務委員会委員長の指名推選によるものとするとしております。

次に、資料32ページ、4 決算審査分科会審査日程等についてです。審査の日程は、原則として第1分科会、第2分科会、第3分科会の順として進めていきます。分科会の審査期間は、原則1日として、時間は午前10時から午後4時までといたします。

次に、5 決算審査分科会の審査等です。審査に当たっては一般会計、特別会計、企業会計の順を基本といたしますが、分科会の中での裁量によって審査をお願いいたします。審査においては、決算審査意見書、歳入歳出決算事項別明細書、及び主要施策の成果に関する説明書、これらに基づいて審査をお願いします。

次に、6 分科会への説明員の出席要請です。所管外の説明員の出席について規定をしたものですが、議長を通じてその要請をすることができる旨を規定しております。なお、ほかの分科会との調整が必要な場合は、分科会委員長会議で調整することになります。

7 分科会委員長会議等ですが、分科会間の調整を行うべく、審査に入る前に分科会委員長会議を開くものとするとして規定しております。

次に、資料33ページ、8 分科会の傍聴の取り扱いです。分科会の審査につきましては、傍聴することができるとしております。その手続については委員会条例を準用することにしております。なお、傍聴の際の入出について

は、開会前、休憩中といたしまして、審査中は慎むものとする旨明記しております。

次に、9 分科会報告等です。審査が終わって、分科会の委員長はその審査概要を財務委員会で報告をしていただきます。その報告に対する質疑については、執行部の答弁内容には触れないことといたします。それから、分科会の会議録につきましては、これまでの例に基づきまして印刷製本するとしております。

最後に、10 財務委員長の本会議への報告ですが、予算審査の例に基づきまして本会議への委員長報告は省略するとしております。

以上が決算審査要領の案です。

次に、分科会への付託事項について決算審査表に基づき御説明いたします。34ページが第1分科会、34ページ下段と35ページ上段が第2分科会、35ページ下段が第3分科会にかかる審査事項となっておりますので、ごらんください。なお、この第1、第2、第3分科会に付託される審査事項については、9月23日開催される財務常任委員会において、決定される予定です。

○委員長（小野泰弘） ただいま、決算関連議案の審査について書記より説明をいたさせましたが、一件ずつ整理をしてまいります。

最初に、決算審査要領案について、御意見等がございましたら、お願いをいたします。（「なし」の声あり）

それでは、お諮りいたします。決算審査要領につきましては、原案のとおりとすることに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小野泰弘） 御異議なしと認めます。よって、決算審査要領につきましては、原案のとおり決定いたしました。

次に、財務常任委員会分科会の設置について、御意見等がございましたら、お願いをいたします。（「なし」の声あり）

それでは、お諮りいたします。財務常任委員会分科会の設置につきましては、原案のとおりとすることに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小野泰弘） 御異議なしと認めます。よって、財務常任委員会分

科会の設置につきましては、原案のとおり決定いたしました。

次に、決算審査表について、御意見等がございましたら、お願いをいたします。（「なし」の声あり）

それでは、お諮りいたします。決算審査表につきましては、原案のとおりとすることに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小野泰弘） 御異議なしと認めます。

決算審査表につきましては、原案のとおり決定いたしました。

次に、意見書の取り扱いについてを議題といたします。

初めに、内容について書記より説明いたさせます。加藤次長。

○書記（加藤 勤） 次第書の4ページ及び5ページ、資料の13ページから26ページまでをごらんください。今期定例会には5カ件の意見書が提出されております。

まず、議会案第6号 次期介護保険制度改正における軽度者への日常生活支援及び福祉用具・住宅改修に係る給付を継続する旨の意見書です。この意見書については、提出者が及川秀一議員、賛成者が村上久仁議員外3名です。

次に、議会案第7号 返済不要の給付型奨学金の創設及び無利子奨学金の拡充を求める意見書です。この意見書については、提出者が菊地 忍議員、賛成者が菅原和子議員です。

次に、議会案第8号 後期高齢者の保険料軽減特例措置に関する意見書です。この意見書については、提出者が大沼宗彦議員、賛成者が山田龍太郎議員です。

次に、議会案第9号 東日本大震災被災者に対する医療費の一部負担金免除に関する意見書です。この意見書については、提出者が大沼宗彦議員、賛成者が山田龍太郎議員です。

次に、議会案第10号 宮城県乳幼児医療費助成制度の拡充を求める意見書です。この意見書については、提出者が齋 浩美議員、賛成者が大久保主計議員及び小野寺美穂議員です。

以上5カ件の意見書の取り扱いについては、民生教育常任委員会への付託

を予定しております。

○委員長（小野泰弘） ただいま説明いたさせました、意見書の取り扱いについて、御意見等がございましたら、お願いいたします。（「なし」の声あり）

それでは、お諮りいたします。意見書5カ件の取り扱いにつきましては、取り扱い案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小野泰弘） 御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

次に、陳情の取り扱いについてを議題といたします。

初めに、内容について書記より説明いたさせます。加藤次長。

○書記（加藤 勤） 次第書5ページ及び6ページ、資料36ページから52ページまでです。今回、6件の陳情が提出されております。

まず、陳情第7号 農道愛島53号線の拡幅改良整備に関する陳情です。小豆島島町内会会長針生義二氏外3名より提出された陳情です。建設経済常任委員会への送付を予定しております。

次に、陳情第8号 名取市議会議場への日本国旗並びに市旗の掲揚を求める陳情です。名取市を刷新する会代表今野栄希氏外1名より提出された陳情です。議会運営委員会への送付を予定しております。

次に、陳情第9号 道路の水路整備に伴う道路整備に関する陳情です。上余田南区区長大友 茂氏外5名より提出された陳情です。建設経済常任委員会への送付を予定しております。

次に、陳情第10号 市道耕谷1号線歩道整備についての陳情です。この陳情については、耕谷町内会長大友清康氏外2名より提出された陳情です。建設経済常任委員会へ送付を予定しております。

次に、陳情第11号 市道本村耕谷線の舗装についての陳情です。耕谷町内会長大友清康氏外2名より提出された陳情です。建設経済常任委員会への送付を予定しております。

次に、陳情第12号 3・11東日本大震災第三者検証委員会報告書の再確認と市が契約した減災・復興支援機構が後世に残すべき報告書の元資料を廃棄

した件に関する検証と対応措置についての陳情です。杉本正勝氏他2名より提出された陳情です。総務消防常任委員会への送付を予定しております。資料47ページをごらんください。中段に「(1) 東日本大震災における市防災行政無線の故障の原因、マニュアルどおりの避難誘導ができなかった原因を真摯に究明すること」「(2) 第三者検証委員会報告書の元資料が、減災・復興支援機構によって廃棄処分にされたとする問題について、その事実解明及び責任追及を行うこと」とありますが、このことについてはこちらの常任委員会で調査する内容ではないことから(3)の第三者検証委員会報告書の検証結果にかかる部分のみについて総務消防常任委員会に送付し、調査をお願いしたいと考えているところです。

陳情の取り扱いについては、次第書の5ページに記載のとおり、陳情の写しを全議員に配付し、各常任委員会へ送付し、調査をお願いしたいと考えております。

○委員長（小野泰弘） ただいま説明いたさせました、陳情の取り扱いについて、御意見等がございましたら、お願いいたします。山田龍太郎委員。

○委員（山田龍太郎） 陳情第12号について説明を受けましたが、(1)、(2)については審査の対象外で、調査するのは(3)になるとのことでしたがその理由についてお知らせください。

○委員長（小野泰弘） 今野事務局長。

○事務局長（今野博幸） 震災発生直後から議会といたしましては、東日本大震災復興調査特別委員会を設置して多方面にわたり調査を進めてきておりました。その中には防災行政無線のふぐあい調査も含まれておりましたが、平成26年9月に御遺族の一部が、防災行政無線が機能しなかったこと及び津波避難の呼びかけの対応が不十分だったということを経由として本市に対して損害賠償を求める訴えを起こしました。議会といたしましては今後の裁判の動向を見守ることで、平成27年9月に特別委員会における調査を終了し、同委員会を解散しております。また、(2)については市民有志の方が、第三者検証委員会が作成した報告書の基礎資料を受託業者である減災・復興支援機構が廃棄したことについて4,500万円の委託料を返還させるよう本市から求めることの訴えを起こしたという新聞報道もございます。このようなこと

から、（１）、（２）については係争中あるいはこれから裁判が始まろうとしている事案と緊密に関連しております。

このため裁判に影響を与える司法権の独立を侵害するような議会の調査は判決確定の前後を問わずしないと運用されているのが一般的でございます。陳情第12号につきましてはこれまでの運用例に基づきまして要望事項の（１）と（２）を除いて（３）のみを総務消防常任委員会で審査をお願いしてはどうかという議長の諮問でございます。

○委員長（小野泰弘） お諮りいたします。陳情6カ件の取り扱いにつきましては、取り扱い案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小野泰弘） 御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

次に、議員の派遣についてを、議題といたします。

初めに、書記より説明いたさせます。加藤次長。

○書記（加藤 勤） 次第書の6ページ、資料の53ページ及び54ページの議員の派遣をごらん願います。地方自治法第100条第13項及び名取市議会会議規則第156条の規定により、議員を派遣するものです。

過日開催の議会運営委員会で名取市議会懇談会を開催することが決定され、平成28年11月8日火曜日から11日金曜日までの4日間にわたり、午後2時から及び午後7時から市内公民館、仮設住宅団地、集会所等の計16箇所、議会活動報告と地域の意見交換を実施するもので、こちらに派遣するものです。

次に、平成28年度宮城県市議会議長会議員研修会が平成28年11月22日火曜日午後2時から、白石市の文化体育活動センターで予定されております。講演会内容につきましては、演題としては仮称ですが、「人口減少問題における地方議会のあり方」といたしまして、政策研究大学院名誉教授 松坂明彦氏による講演となっております。

次に、これらの取り扱い案としまして、最終日の9月30日に議案第80号から議案第82号までの採決の後、上程し、採決方法は、簡易採決とするものです。

○委員長（小野泰弘） ただいま、議員の派遣について、説明いたさせましたが、御意見等がございましたら、お願いいたします。（「なし」の声あり）

それでは、お諮りいたします。議員の派遣につきましては、取り扱い案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小野泰弘） 御異議なしと認めます。よって、議員の派遣につきましては、そのように決定いたしました。

ここで、議長から発言がございます。

○議長（郷内良治） 一般質問については、一問一答方式で一般質問をしております。一般質問の内容を勘案いたして二者選択制を本議会でも取り入れてはどうかと考えております。一問一答方式と一括質問・一括答弁方式とし、一括答弁のときの再質問は一問一答でと。質問の仕方、あり方について二者選択できるような状態にしたいとの想いです。各会派でこのことについて検討していただきたいと思っております。

○委員長（小野泰弘） ただいま、議長からの発言について、御意見等がございましたら、お願いいたします。

休憩をして進めてまいります。暫時休憩いたします。

午前10時58分 休憩

（休憩中の概要）

- ・一問一答方式は、傍聴者にも論点が分かりやすい。後退するような一括方式を含める合理的な根拠は。
- ・実際には、一括質疑・一括答弁的なケースも多くある。各議員の向き不向きもあると考え、二者選択を提案した。
- ・一括質問・一括答弁にしてほしいという具体的な意見が議員より出されているのか。
- ・選択できる形式としたい。40分の制限時間の中で二、三の質問が残ってしまい、質問項目を読み上げるだけになる場合がある。また一括答弁で答弁をもらっておけば再質問もでき一般質問通告の取り下げをすることもなくなると考え

たものである。

・制限時間が不足するのは、一般質問の組み立て方によるものであり、個人の問題である。

・一般質問は議員が私見を述べられる場所であることから、2つの方式を取り入れ間口を広げる検討も必要ではないか。

※会派に持ち帰り検討することとした。

午前11時 8分 再開

○委員長（小野泰弘） 再開いたします。

お諮りいたします。ただいまの件につきましては、会派に持ち帰り検討していただき、改めて諮りたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小野泰弘） 御異議なしと認めます。

よって、この件については、そのように決定いたしました。

以上で本日の議題は全て終了いたしました。

これをもって、本日の議会運営委員会を終了いたします。

大変御苦労さまでした。

午前11時8分 散会

平成28年9月2日

議会運営委員会

委員長 小野 泰 弘